

地域支援・医薬品供給対応体制加算に係る施設基準届出揭示事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果（※）を持つ医薬品のことです。

（※）新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

厚生労働省が掲げる後発医薬品使用促進に関する施策に従い、当院においても入院及び外来において後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に際しては、品質、安全性、安定供給体制等の情報について医師を始めとする複数の医療者で評価を行い、当院の定める基準を満たした場合のみ採用しています。

当院では、医薬品の供給が不足した場合、治療方針の変更を行うなど、適切に対応する体制を整備しています。また、供給状況によって薬剤が変更になる可能性があります。その際には患者様に対し、十分な説明を行っています。

ご理解ご協力をお願いいたします。